

令和3年度 社会福祉法人 一宮市社会福祉協議会 事業計画書

少子高齢化・人口減少、介護や経済格差に伴う貧困問題、地域社会からの孤立などへの対応が求められている中、今般の新型コロナウイルスの感染拡大は、つながりの希薄化や生活困窮状態の深刻化を加速させ、福祉課題はより一層複雑・多様化しています。これまでの制度ごとの支援や「支え手」・「受け手」という関係の支え合いから、分野をまたがった総合的な支援と地域住民や多様な主体が「丸ごと」つながる支援へと転換することが求められています。

このような状況の中、国は「地域共生社会」の実現に向けて、地域にある課題を他人事ではなく「我が事」として捉え、地域住民の共助による「^{ひとごと}ともに創る住みよいまちづくり」を目指し、「地域包括ケアシステム」の強化を進めています。

さらに、国際的には豊かで活力ある未来を創る「持続可能な開発目標（SDGs）」が示され、「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現に向けて、官民一体となって取り組みが進められています。

こうした背景の中、地域福祉推進の中核を担う社会福祉協議会の役割はますます大きくなってきています。そのため、本会は地域生活課題の解決に向けて、住民主体の理念を掲げながら、行政をはじめ関係機関、民間諸団体等と一層連携を深め、きめ細やかな地域福祉活動を展開してまいります。

住民一人ひとりがいつまでも暮らし続けたいと思える、みんなにやさしい安心、安全なまちづくりの実現を目指し、以下の基本方針により地域福祉の充実に取り組みます。

基本方針

1 地域課題への対応

介護保険制度等の公的サービスで対応できないニーズに対し、ちょこボラサービスなどの住民の助け合いの理念に基づく事業を進めるなど、住民主体の福祉のまちづくりを目指し、地域での生活支援の仕組みづくりを関係機関と連携して進めます。

地域での居場所づくりの一環として取り組まれている「ふれあい・いきいきサロン」につきましては、「出張サロン」や「サロンの立ち上げ支援」を引き続き実施し、新規事業として子どもの学習支援を開始し、進学に関する支援を実施します。

また、災害の発生に備え、迅速に災害ボランティアセンターを設置し、円滑な運営ができるよう職員の資質向上に努めます。

2 地域福祉活動の推進

地域福祉事業につきましては、支会^{*}間の情報交換に努め、支会活動の充実を図るとともに、職員が積極的に地域へ出向き、支会との連携を深めます。

ボランティアセンター事業につきましては、「いちのみやボランティアフェスティバル」を開催し、ボランティア相互の交流を図るとともに、各種ボランティア講座等を開催し、ボランティアの育成に努めます。

障害者福祉活動事業につきましては、障害者スポーツを広める機会として、「障害者スポーツ推進事業」を実施し、障害者スポーツの普及に努めます。

日常生活自立支援事業につきましては、制度の周知に努め、認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等で判断能力が十分でない方が自立して生活できるよう支援します。

^{*}支会とは、各連区に設置している地区社会福祉協議会のことです。